

平成23年第4回臨時会

御宿町議会会議録

平成23年11月28日 開会

平成23年11月28日 閉会

御 宿 町 議 会

平成23年御宿町議会第4回臨時会会議録目次

招集告示	1
------	---

第 1 号 (11月28日)

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	8
会期の決定について	8
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	8
閉会の宣告	13
署名議員	15

御宿町告示第48号

平成23年御宿町議会第4回臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月28日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成23年11月28日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

(1) 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

平成23年第4回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年11月28日（月曜日）午後 1時30分 開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	白鳥時忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君

産業観光課長 藤原 勇 君

教育課長 大竹 伸 弘 君

建設環境課長 米本 清 司 君

税務住民課長 渡辺 晴 久 君

保健福祉課長 多賀 孝 雄 君

会計室長 佐藤 昭 夫 君

欠席者（なし）

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬 由紀夫 君

係長 市東 秀 一 君

◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） みなさん、こんにちは。

本日、平成23年御宿町議会第4回臨時会が招集されました。議員の皆様にはご多用のところご出席いただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は12人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年御宿町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。本日は傍聴席が混雑いたしますので怪我のないように注意して下さい。傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛をお願い致します。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いします。

(午後 1時31分)

◎町長あいさつ

○議長（中村俊六郎君） 日程に先立ちまして、石田町長よりあいさつと合わせて提案理由の説明があります。石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、平成23年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では人事院勧告等に基づく、一般職の給与条例の一部改正についてご審議いただくことといたしました。

開会に先立ちまして、議案の提案理由および諸般の報告について、申し上げます。

まず、議案について、説明申し上げます。

議案第1号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額を改定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしく願い申し上げます。

続きまして、諸般のご報告をいたします。

10月7日に御宿保育所・岩和田保育所合同の運動会を行いました。

小さいながらも一所懸命に競技や遊戯に参加する姿を保護者の皆様方と微笑ましく見てまいりました。

9日には、第18代徳川恒孝氏の講演会を公民館で開催しました。

11日は、在京スペイン大使館でのナショナルディ行事に参加しました。

12日には、国保国吉病院組合正副管理者会議が招集されました。

14日には、布施学校組合議会定例会を招集しました。

15日には、ビーチバレーボールでお世話になっております千葉県バレーボール協会の創立60周年記念式典に参加いたしました。

19日には、茂原人権擁護委員協議会第3部会が本町で開催されました。

20日には、千葉県庁において知事と市町村長との意見交換会が開催され、本町では県において一元的に観光情報を発信する施設の設置すること等を要望しました。

21日には、町国際交流協会の役員会が招集されました。

22日には、大多喜町との共催しております「婚活」に参加いたしました。41名の参加があり4組のカップルが成立いたしました。

24日には、先の9月定例会にて議決をいただきました、暴力団排除条例に基づき、いすみ警察署長と暴力団に関する情報の共有に向けた取り決めの調印を行いました。これにより本条例の実効性が増すものと考えております。

25日には、新たに新井議員を議会選出監査委員としてお迎えしての例月出納検査を実

施しました。同日五倫文庫の役員会が招集されました。

26日には、夷隅環境衛生組合の定例会といすみ市においてSSTパトロール隊長の会議が開催されました。

28日には、桜植栽のワーキンググループの会議が行われました。

29、30日の二日間、全日本学生サーフィン大会が御宿町で開催されました。

30日には、町消防団主催の消防団フェスタが開催されました。町内の各子ども会を招待し、消防自動車をはじめ消防資器材の紹介と展示、煙体験設備による火災時の煙の怖さの実体験など、通常、規律訓練や操法訓練など内部的な事業が大半を占める中、初めての試みではございましたが、子ども、保護者ともに大変好評でございました。

何より団員のご家族なども参加され、消防団活動の一部をご覧になる機会となりましたので、地域やご家庭での消防団への理解がより一層深まったものと確信しております。

また、当日は日本赤十字御宿町分区の皆さまのご協力により炊き出しの実演もおこなわれ、有事の備えを大変心強く感じたところでございます。

31日には、国保国吉病院組合の定例会が招集されました。

11月3日には、町文化祭を開催しました。

4日は、日本郵政と行政の打合せを行いました。

5日には、地元の皆さんを対象に旧校舎の解体が決まった旧岩和田小学校の見学会を行いました。

8日には、新たに着任されましたメキシコ合衆国駐日大使を表敬訪問し、御宿町とのかわりは今まで同様、積極的かつ友好的に進められることを確認いたしました。

9日には、区長会の研修旅行に同行させていただきました。行事の都合で1日のみの参加でございましたが、区長の皆さまから、日ごろの行政区運営のご苦勞や懸念事項、町への要望など拝聴する良い機会となりました。

10日には、メキシコ大使館における新大使着任レセプションに参加してまいりました。

11日には、合同七つ子祝いを挙行し、7歳を迎えた33名の子どもたちを保護者の皆さま方とともにお祝いいたしました。

13日には、町消防団球技大会としてソフトボールが行われました。

14日には、夷隅郡市負担金審議特別委員会と夷隅郡市広域市町村圏事務組合の正副管理者会議が招集されました。

15日から17日まで、御宿中学校2年生が御宿町役場において職場体験学習を行いました。広報の取材や編集、防災無線のアナウンスなど、職員の仕事内容を体験しました。

17日には、ドイツ大使館よりクラウス・シュミット文化部長をお迎えし、日本ドイツ交流150周年を記念した菩提樹の植樹祭を挙行政いたしました。議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にご苦労様でございました。

20日には、定住希望者のバスツアーを実施し、33名の参加がございました。

また、同日公民館においてスペイン大使館の後援によるフラメンコの披露を行いました。

21日には、千葉県町村会主催の町村長自治研修会に参加して参りました。

同日、議員各位におかれましては横浜にございます「お互いさまねっと公田町団地」や東京都品川区にございます「すまいるスクール日野学園」等視察されましたが、時間を割いていただきまして、御宿高校跡地利用に係ります中央高等学院、渋谷・原宿高を視察、見学いただきまして、誠にありがとうございました。

22日は、千葉県町村会の定例会が招集されました。

24日には、例月出納検査を実施しました。

25日には、いすみ鉄道株式会社の取締役会が招集され、23年度中間決算の報告を受けました。同日夷隅環境衛生組合議会臨時会が招集され、人事委員勧告に伴う給与条例の改正が提案され、原案どおり可決されました。

26日には、町職員の防災訓練を実施しました。未曾有の被害をもたらしました、東日本大震災の発生を受け災害対策の中核を担う町職員の自覚を促すことと、勤務時間外の迅速な招集体制の確認のため非常招集訓練を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

なお、議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、議決をいただきますようお願い申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

3番 石井芳清 君、5番 土井茂夫 君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、

本日1日限りにしたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は 本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3 議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに、国は平成23年10月28日の閣議において、一般職国家公務員の給与額を

平均7.8%引き下げるとする国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の早期成立を期し、本年の人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないことが決定されました。

これにより、国が人事院勧告の実施を見送るという異例の事態となりましたが、地方公共団体におきましては、人事院勧告に準拠して職員の給与改定等を実施することとし、千葉県人事委員会においては、平成23年10月27日に、「職員の給与等に関する報告及び勧告」が提出されましたので、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を上程するものです。

条例の一部改正の主な内容といたしましては、職員給与が民間給与を上回るマイナス較差を解消するための月例給の引下げ、特に高齢層に限定して引下げを行うものであります。

これは、本年4月分の行政職職員の給与と民間企業従業員、事務・技術関係職種の給与とを、責任の度合、学歴、年齢が同等であると認められる者同士でそれぞれ対比させ、精密にラスパイレス方式で比較したところ、職員の給与が民間給与を1人当たり平均で1,094円、0.27%上回っていることが明らかとなりました。

この人事院勧告に準じて、高齢層の職員が在職する号給に重点を置いて給与の一部を引き下げるものです。

それでは新旧対照表9ページからご説明いたします。

今回改正いたします行政職給料表は9ページから14ページまでの新旧対照表のとおりですが、1級職は改正がなく、2級職は81号給から300円の引き下げ、3級職は61号給から300円の引き下げ、以下、4級職は45号給から、5級職は37号給から、6級職は29号給から、7級職は17号給から改定になります。

御宿町の該当者は、15名で50歳以上となっております。

15ページの一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）につきましては、平成18年に実施された給与改定による経過措置額について引き下げを行うものです。

また、期末・勤勉手当については民間とおおむね均衡しており、今回改正はありません。

附則第1項につきましては、給与改定の実施時期について規定するもので、本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、遡及することなく施行日から適用となり、平成23年12月1日から実施するものであります。

附則第2項につきましては、公務と民間の給与は4月時点で比較し、均衡を図ることから、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点から、所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものであるため、本年12月期の期末手当において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の給与額や6月支給の期末・勤勉手当に0.37%を乗じて得た額を減ずることとするものです。

16ページ、附則第3項につきましては委任について規定するものです。

なお、人事院勧告及び千葉県人事委員会にて勧告されています、平成18年3月の給与改定において経過措置額とされた職員の給料については、段階的に廃止することとされており、御宿町では現在8名の対象者がおりますが、県の実施の動向がわからないことや、施行年月が平成24年4月1日からということもあり、今回の改正には上程せず、3月定例議会での対応を考えております。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

職員給与に関する改正という事ではありますが、最近、減額というような提案が多いとみうけますが、今回で何回目になるのかという事ではありますが、それともう一つ、人事院が勧告を行わないというなかで、冒頭、総務課長より説明がありましたが、4月に遡って遡及してという説明だったというふうに思うわけではありますが、それについても一度説明を受けたいと思います。それと、政府は7.8%とある程度取りまとめているようですが、これも大変遺憾な内容だと思うわけでもありますけれども、今回は千葉県独自でしょうか。

この内容は、まだ出されているわけではないのでしょけれども、仮に国が7.8%とした場合に、この内容、千葉県独自のものはその中に入るのか入らないのか。というのが、今回大事なものだと思うんです。また、減額されたものが基準としてまたマイナスですとさらに大幅な減額が千葉県においては出されるというふうに私は理解するわけでありまして、それについて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） これまで引き下げが何回行われているのかという事でありまして、人事院勧告につきましては過去をさかのぼりますと、最初が1948年から始まっているというもので、2001年の8月の勧告までは全て上昇の勧告でした。

2002年からですね、2.03%のマイナス、2003年が1.07%のマイナス、2005年が0.36%のマイナス、2007年に0.35%あがっています。

以下、2009年から3年続けての減額調整となっております。

ご質問のなかで、不利益、不遡及にあたるのではないかというご質問だと思いますが、人事院では、改正の実施時期と本年の民間との格差に基づく給与改定につきましては、公務員の給与水準を引き下げる改定である事から公務と民間の給与を年間で均衡させるための所用の調整措置を講ずるとしたうえで、遡及することなく施行の日から適用という根拠としております。調整措置は公務と民間の給与は4月の時点で比較をし、均衡を図ることとしておりまして、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を解消する事を内容とするものであります。遡及改正を行えない場合でも、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが譲歩適用の原則にかなうもので、不利益不遡及にはあたらないという事としております。景気回復によりまして、民間企業が上昇すればですね、増額の改定がなされるという事でご理解を頂きたいと思っております。

国で閣議決定されたという7.8%の取り扱いにつきましては、現在自民党、公明党がですね、これにつきまして与党の対案という事で提案するというような話で伺っていますが、個の取り扱いにつきましては今のところですね、どうなるかという事は情報として伝わってきておりません。今後、注視していきたいとは考えていますが、そのような改定が

なされない事を願っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今回の改定で今年の給与総額の減額分がいくらになるかという事と本俸の変更だと思いますので、仮に今後勧告が行われないという前提のなかで、今回の対象者15人の生涯給与というのはいくらぐらいの差額なのか。

それと、町長にお伺いしたいのですが、今年は3.11大震災、原発事故というなかで町長はじめ、職員の皆さんには大変ご苦労いただいたものと思います。

御宿町も南相馬市の避難者の受入れ、事務等を含めまして、そして津波や新たな防災対策と、不眠不休の中働いていただいたと理解しています。そして、今回、給与削減というものでありますけれども、全会の人事院の勧告の時にもお話しをさせていただきましたが、御宿町で一番大きな事業体でありますし、そういう意味では皆様の消費マインドですね、収入が減る事による消費の減というのは当然、起きてくるわけでありまして、今、課長から年間ベースで考えたという話をしましたけれども、それは労働者一人にすれば年間給与が下がるという事には違いないわけでありまして、今後12月以降のなかでいくらというわけではなく、これは見解の相違という事ではあるかもわかりませんが、そういう事態でありますので、もう1点は町長にお伺いしたいのですけれども、こういった賃金の引き下げに対して、長として、これをどう考えるのか。人事院勧告だからそのまま提案をするというのかも含めまして町長の考えですね、給与に対する考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今回の予算等への影響額という事ではありますが、15人対照がおりますが、トータルで34万5,072円が年額での影響額となります。

平均しますと一人当たり2万3,004円という数字になろうかと思っております。

生涯給与への影響額という事ではありますが、先ほども申し上げましたとおりですね、仮にこれが継続されるという事でありまして、一番長く影響を受ける方で10年ありますの

で、単純に23万円という数字になろうかと思いますが、年金等についての計算はですね複雑になりますので、ご了承いただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 給与の引き下げについてどのように考えるかというご質問でございますが、やはり、ご案内のとおりですね、人事院勧告につきましては、法律に基づいた措置でございますので、行政体としてはそれに準ずるのがまっとうな対応の仕方ではないかと思っております。説明にもございましたが、この勧告につきましては、民間企業と公務員との給与格差を是正するための措置でございますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（中村俊六郎君） 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、石田町長より あいさつがあります。石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成23年第4回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、一般職の職員の給与条例改正案についてご審議いただきましたが、

議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。

誠にありがとうございました。

議員の皆様方には、今後もよろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、ここに来て急に寒くなって参りましたので、健康には十分ご留意されご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には、慎重審議をいただきありがとうございました。

以上で、平成23年 御宿町議会第4回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後 1時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月 8日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 石 井 芳 清

署 名 議 員 土 井 茂 夫